

機 構 及 び 事 務 分 掌

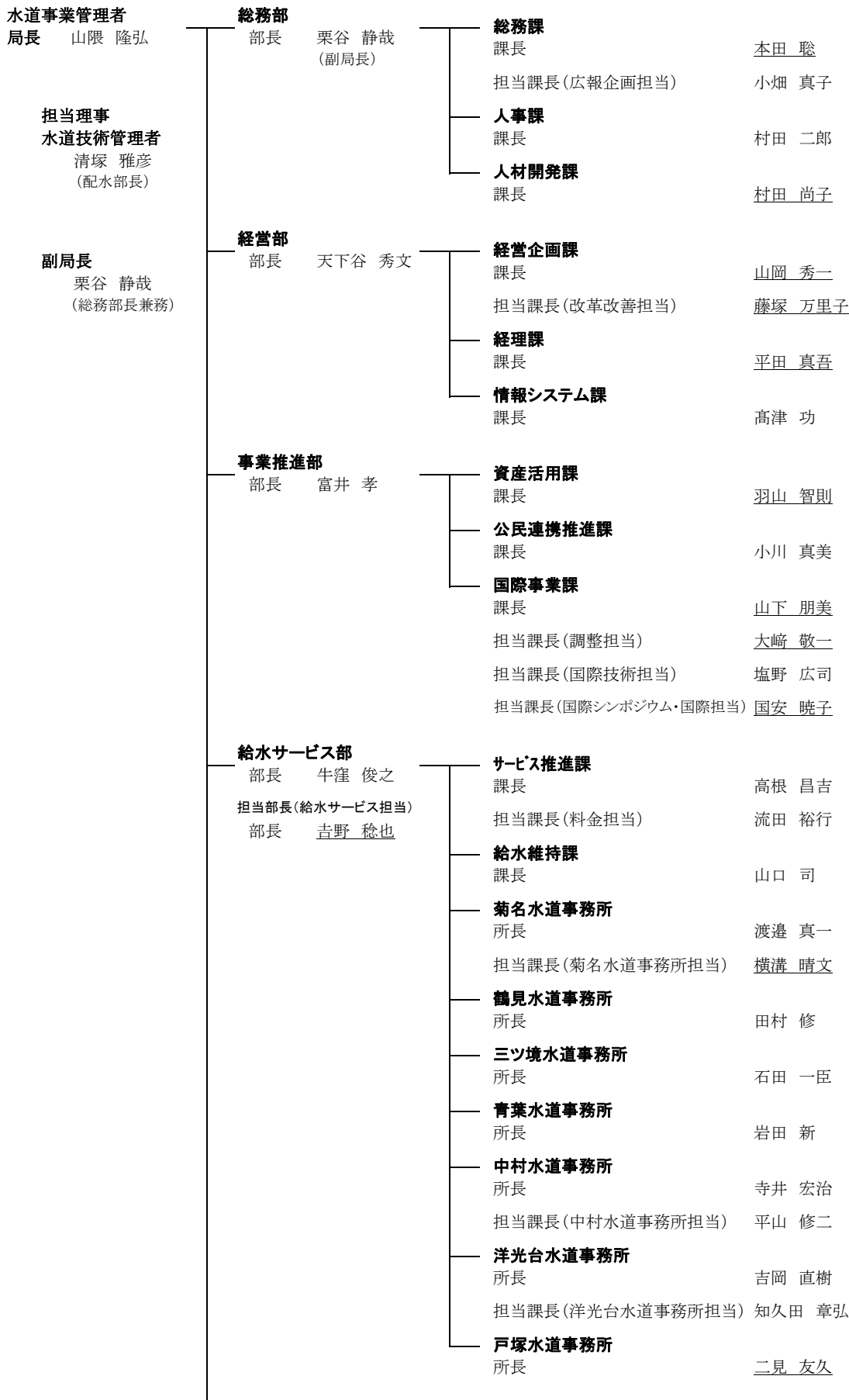
平成 30 年 5 月
水 道 局

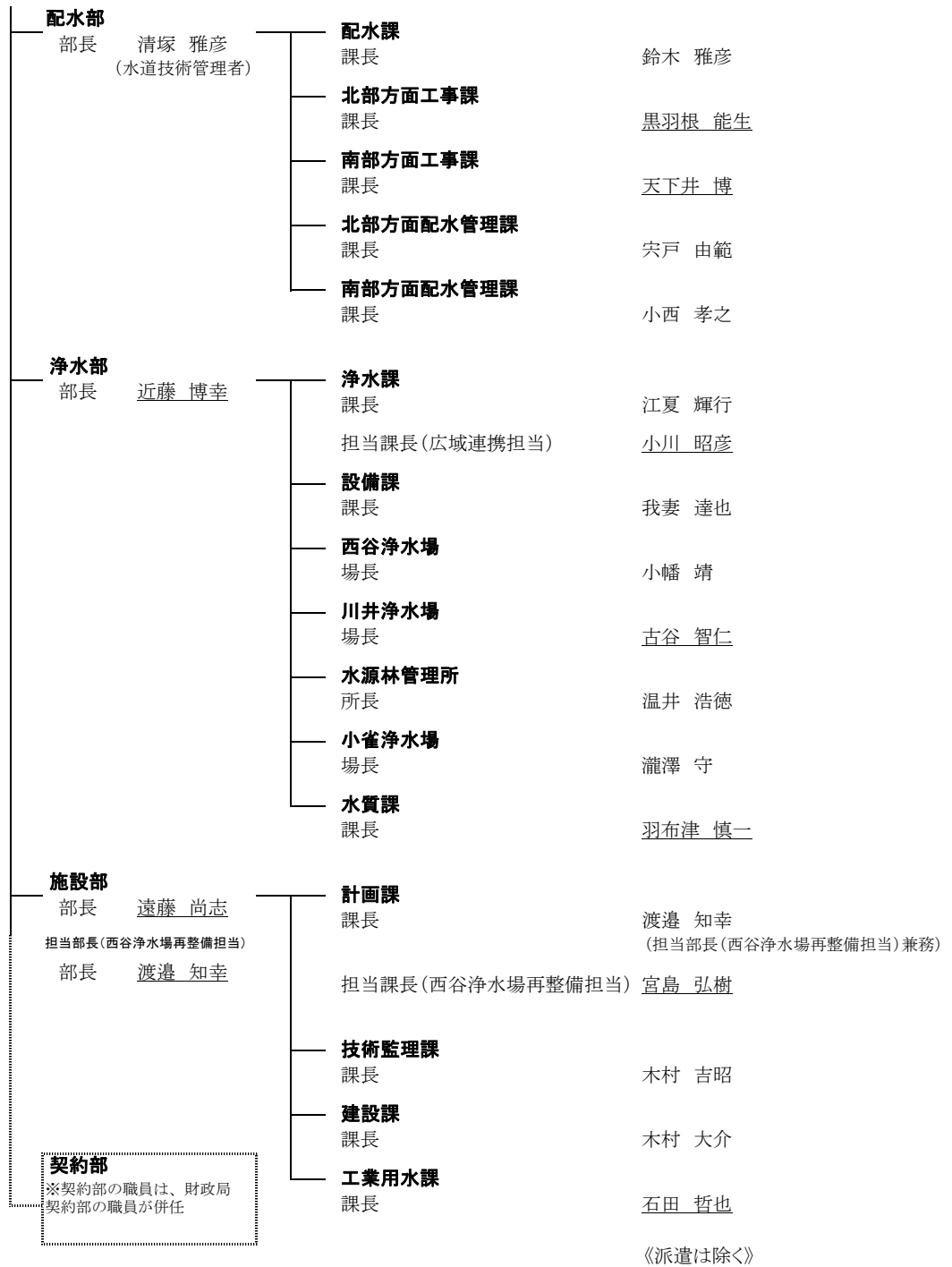
目 次

機 構 図	—————	1 ~ 2
事務分掌	—————	3 ~ 16

水道局機構図(平成30年5月21日現在)

凡例
 ○○○○ …… 異動職員





水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び横浜市水道局事務分掌規程（昭和27年10月水道局規程第2号）第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 広報に係る企画、調整等及び広報印刷物の発行に関する事。
- (10) 横浜水道史の編さんに関する事。
- (11) 部内の連絡調整に関する事。
- (12) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

公民連携推進課

- (1) 公民連携の推進に係る事業の企画、運営及び総合調整に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰の製造に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 水の日、水道週間等のイベント実施に関すること。

国際事業課

- (1) 海外の水道事業者等との交流に関すること。
- (2) 国際事業を通じた人材育成に関すること。
- (3) 国際事業の実施及び局内外の調整に関すること。
- (4) 横浜水ビジネス協議会に関すること（上水道に係るものに限る。）。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

給水サービス部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域との連携の企画、立案、調整及び統括に関すること。
- (3) 横浜水缶の製造に関すること。
- (4) 横浜水缶を活用する施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (5) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (6) お客さま満足度に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (7) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び総合調整に関すること。
- (8) 広聴に関すること。
- (9) 料金事務の総括に関すること。
- (10) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (11) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (12) 水道料金の未納対策に関すること。
- (13) 検針業務及び料金整理業務の委託の総括に関すること。
- (14) 料金支払等の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (15) 料金関連委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。
- (16) 料金実務継承に関すること。
- (17) 料金体系の見直し及び料金改定に関すること。
- (18) 部内業務の情報化等に係る調査研究、企画、開発等に関すること。
- (19) 料金システムに関する業務処理、維持管理等に関すること。
- (20) 料金システムに関する情報セキュリティの評価及び内部監察に関すること。
- (21) 部内の連絡調整に関すること。
- (22) 部内の他の課の主管に属しないこと。

給水維持課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金の総括に関すること。
- (8) 水道メーターに関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

水道事務所（菊名、鶴見、三ツ境、青葉、中村、洋光台及び戸塚水道事務所）

- (1) お客さまサービスの企画及び実施に関すること。
- (2) 市民協働事業に関すること。
- (3) 給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (4) 工事負担金の徴収に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 応援者受入れ拠点の施設及び設備の点検に関すること（菊名及び青葉水道事務所を除く。）。
- (6) 水道料金に係る諸届の受付及び処理に関すること。
- (7) 使用水量の計量及び認定に関すること。
- (8) 水道料金の減免に関すること。
- (9) 水道料金等の徴収に関すること。
- (10) 検針業務及び料金整理業務の委託に関すること。
- (11) 横浜市水道条例（昭和 33 年 4 月横浜市条例第 12 号）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (12) 水道料金滞納者の給水停止処分に関すること。
- (13) 給水装置の開閉に関すること。
- (14) 給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (15) 給水装置台帳に関すること。
- (16) 他機関との連絡調整に関すること。
- (17) 断水及び給水制限の計画、実施及び告知に関すること（配水管理課の主管に属するものを除く。）。
- (18) 小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（工事課の主管に属するものを除く。）。
- (19) 配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (20) 配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (21) 給水装置の修繕に関すること。
- (22) 水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (23) 運搬給水等に関すること。
- (24) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。

配水部

配水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関する事。
- (2) 配水管等の漏水に関する事。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関する事。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関する事。
- (5) 部内の連絡調整に関する事。
- (6) 部内の他の課の主管に属しない事。

北部方面工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、泉区及び瀬谷区（以下「北部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関する事（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 北部地域における工事負担金の徴収に関する事（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他北部地域における配水管等の工事に関する事（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の北部地域以外における前3号に規定している業務に関する事。

南部方面工事課

- (1) 西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関する事（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 南部地域における工事負担金の徴収に関する事（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他南部地域における配水管等の工事に関する事（水道事務所及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 災害時その他管理者が認めた場合の南部地域以外における前3号に規定している業務に関する事。

北部方面配水管理課

- (1) 北部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 北部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 北部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

南部方面配水管理課

- (1) 南部地域における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における断水及び給水制限に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (4) 南部地域における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）の維持管理に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 南部地域における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること（水道事務所の主管に属するものを除く。）。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水源林管理所

- (1) 水源林野の施業経営及び管理に関すること。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関すること。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関すること。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関すること。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関すること。
- (5) 配水地応急給水機器の保守点検に関すること。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

水道記念館

- (1) 水道に関する資料（以下「資料」という。）の調査、収集、展示及び情報提供に関すること。
- (2) 資料の展示に係る点検及び整備に関すること。
- (3) 歴史的な資料の整理、修復及び保存に関すること。
- (4) 展示品の貸出しに関すること。
- (5) その他水道記念館の管理及び運営に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（水道事務所、配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 設計積算システムに関すること。
- (4) 工事の安全監理に関すること。
- (5) 工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (7) 監査（事務を除く。）及び会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (9) 工事に起因する家屋等の損害補償に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（配水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和35年10月横浜市条例第21号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査等委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。

平成 30 年度 事業概要



災害時給水所における横浜市管工事協同組合との防災訓練の様子

目 次

I	水道局運営方針	1
II	水道事業会計	
	予算概況	2
	水道事業会計予算の施策体系	4
	主要事業	5
III	工業用水道事業会計	
	予算概況	14
	主要事業	14
IV	資料	
	予算概要表	
	水道事業会計	16
	工業用水道事業会計	17
	財政見通し（平成28年度～31年度）〈水道事業会計〉	18
	災害用地下給水タンク・配水池等一覧	19

平成30年度 水道局 運営方針

I 基本目標

暮らしとまちの未来を支える横浜の水
～横浜水道を将来につなげるために
職員一人ひとりの力を結集します～

II 目標達成に向けた施策

1 安全で良質な水

- ◎水源保全の促進や浄水場の再整備等
- ・道志水源林プラン(第十一期)による水源林の保全
- ・西谷浄水場の再整備(新たな整備案の検討)
- ・相模湖系導水路の改良(基本設計)
- ・小・中学校の直結給水化の促進

2 災害に強い水道

- ◎施設の更新・耐震化や民間事業者との連携強化
- ・水道施設の更新・耐震化と耐震給水栓の整備
- ・管工事協同組合との連携強化による応急給水体制の充実
- ・民間事業者と連携した新たな災害時燃料確保
- ・道路内私有管の受贈条件の見直し

3 環境にやさしい水道

- ◎省エネルギー化や資源の有効活用等
- ・環境に配慮した配水ポンプ設備の更新
- ・ボランティアや企業・団体と協働した水源林整備
- ・「はまっ子どうし The Water」を活用した水源保全PR
- ・道志水源林木材活用の促進

4 充実した情報とサービス

- ◎広報の充実とICTの活用
- ・出前水道教室や工事現場見学会等による水道事業のPR
- ・水道料金の仕組みや経営状況を伝える広報
- ・ICTの活用などによるサービスの向上
- ・スマートメーター(自動検針システム)のモデル地区での導入

5 国内外における社会貢献

- ◎市内経済発展や公民連携の推進
- ・市内中小企業振興と技術力向上支援
- ・横浜水ビジネス協議会の海外展開支援
- ・横浜ウォーター株式会社と連携した国内外水道事業の課題解決

6 持続可能な経営基盤

- ◎経営の効率化と技術の継承
- ・審議会での料金水準・料金体系等の在り方検討
- ・ダウンサイジングとアセットマネジメントの推進
- ・業務改善の推進、経費削減と財源確保
- ・マスターエンジニア制度等による人材育成の推進

III 目標達成に向けた組織運営

基幹施設や管路の更新需要の増大、水道料金収入の減少など、厳しい経営環境を背景として、今年度から「横浜市水道料金等在り方審議会」を新たに立ち上げ、水道料金の議論を開始します。

経営状況を判りやすく情報発信し、お客さまや関係者の皆様のご理解を得ながら、24時間365日安全で良質な水をお届けしてきた130年の歴史ある横浜水道を次世代に引き継いでいくために、職員一人ひとりが次のとおり取り組みます。

- 所管業務の枠を越えて、水道事業の全体最適を常に意識するとともに、経費削減と財源確保に取り組みます。
- 相互に学び合う姿勢で人材育成や技術継承に取り組みます。
- 水道事業へのお客さまや関係者の皆様のご理解を得るため、局の取組を積極的に情報発信します。

予算概況

水道事業の経営環境は、「横浜水道中期経営計画（平成28～31年度）」策定時の見込みに比べ、料金収入の減少幅は小さくなっているものの、中長期的には減少傾向が続く厳しいものとなっています。

平成30年度は、中期経営計画の折り返しの年であり、目標達成の鍵を握る年であることから計画を着実に推進するとともに、水道事業の将来を見据え、水道施設の更新・耐震化を推進します。

また、被災地の支援活動での課題を踏まえ災害対応力を強化するほか、徹底した経費削減や資産の有効活用により財源を確保し、環境保全やお客さまサービスの拡充、国内外の社会貢献などに取り組みます。施策や事業の実施にあたっては、民間の力を最大限取り入れ、市内企業の育成や経済の活性化に繋げていきます。

なお、28年度から検討している料金体系の在り方については外部有識者から意見を伺いながら審議を進め、将来を見据えた持続可能な経営基盤の強化に取り組んでいきます。

(1) 水道料金収入

中長期的な減少傾向が続いているものの、中期経営計画で見込んだ料金収入に比べ、減少幅が小さくなっているため、直近実績を踏まえた額に見直した結果、29年度予算の682億円に比べ7億円増収（1.1%）となる689億円を計上しています。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

高度経済成長期に拡張・増強した水道施設の老朽化が進んでおり、施設の更新や耐震化が大きな課題となっています。

このため、アセットマネジメントの考え方に基づく施設の適正な維持保全や老朽管の計画的な更新、配水池等基幹施設の整備を推進するとともに、災害対応力のより一層の強化を図るため、横浜市管工事協同組合との連携強化や災害時の確実な燃料確保を進めます。

これらの取組を進めるため、29年度に比べ4億円増（1.1%）の370億円の※施設等整備費を確保しています。

※施設等整備費:修繕費等(収益的支出)と建設改良費等(資本的支出)の合計

(3) 環境保全・お客さまサービス・社会貢献のための予算の計上

自然流下系施設の優先整備やエネルギー効率に優れたポンプ設備への更新等により、環境に配慮した施設整備を進め、環境未来都市として環境保全活動に貢献します。

また、お客さまが水道事業に関心を持っていただけるよう情報発信に取り組むとともに、ICTの活用等によるサービスの向上に努めます。

さらに、市内経済の活性化に取り組むとともに、横浜ウォーター株式会社と連携して横浜水ビジネス協議会会員企業の海外水ビジネス展開や国内水道事業体への支援活動を推進します。

(4) 持続可能な経営基盤

様々な視点から業務を見直すことにより人件費や工事費など、徹底した経費削減に取り組むとともに、局保有資産の有効活用を進めるなど財源確保に努めます。

また、本市にふさわしい料金体系の在り方の検討を進めるため、外部有識者による附属機関を設置し、31年度の取りまとめに向け、水道料金体系や料金水準、水道利用加入金の在り方について審議を進めます。

(5) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、現市民適用制度の見直しによる水道利用加入金収入の減少等に伴い、29年度に比べ3億円減となる65億円の純利益を計上しています。

累積資金残額は、純利益の減等に伴い171億円となる見込みです。この資金残額は、中期経営計画における財政収支見通しの30年度末資金残額78億円から大きく改善していますが、今後多額の費用が必要となる西谷浄水場の再整備や管路等の更新・耐震化などに活用していきます。

このため、資金の使い道を今まで以上に明確化するなど、決算時における利益処分についても検討を進めます。

なお、企業債残高につきましては、11億円減の1,597億円となる見込みです。

【業務の予定量】

区 分	平成30年度	平成29年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,869,000戸	1,855,000戸	14,000戸	0.8
年 間 総 給 水 量	411,105,000m ³	404,785,000m ³	6,320,000m ³	1.6
1 日 平 均 給 水 量	1,126,000m ³	1,109,000m ³	17,000m ³	1.5
職 員 数	1,540人	1,564人	△ 24人	△ 1.5

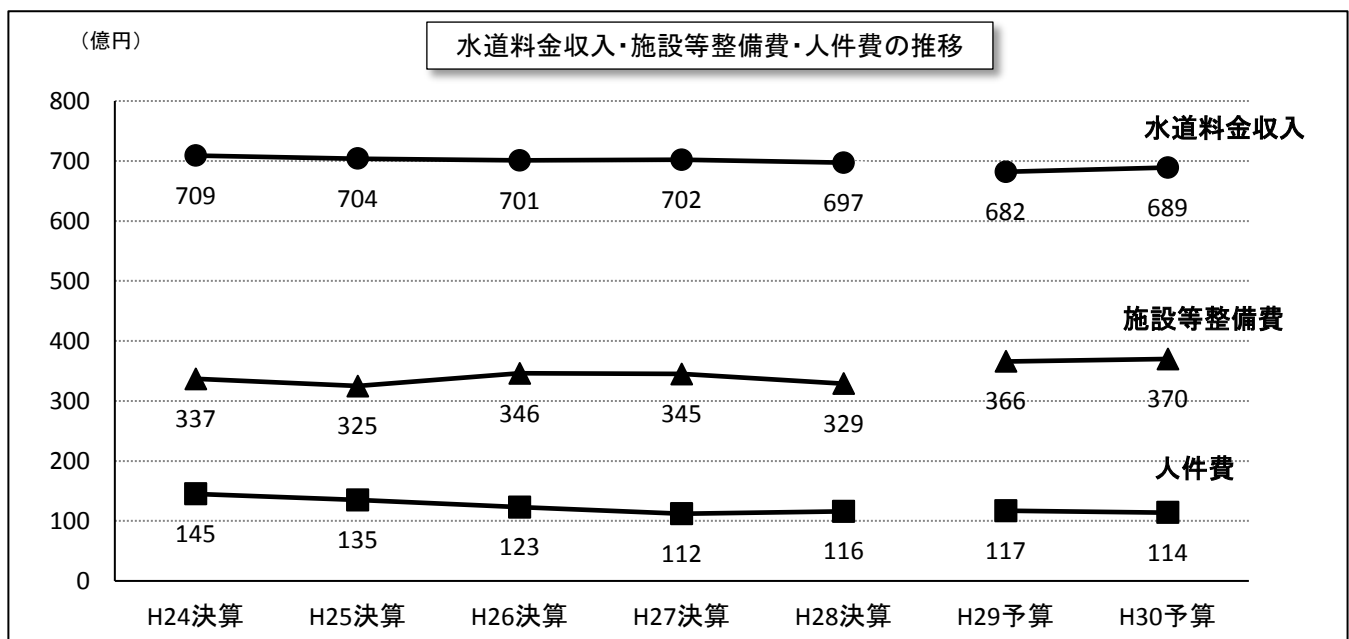
※「職員数」は、再任用職員等を含む常勤職員の見込み人数

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度当初予算	平成29年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	85,256	85,608	△ 352	△ 0.4
うち水道料金	68,930	68,181	749	1.1
収益的支出	77,023	77,107	△ 84	△ 0.1
うち人件費	11,410	11,741	△ 331	△ 2.8
うち物件費等	24,390	24,054	336	1.4
うち動力費	2,382	2,485	△ 103	△ 4.1
うち修繕費等	9,871	9,589	282	2.9
うち企業団受水費	16,404	16,580	△ 176	△ 1.1
うち支払利息等	2,970	3,197	△ 227	△ 7.1
うち特別損失	35	35	0	0.0
差 引	8,233	8,501	△ 268	—
当 年 度 純 損 益	6,485	6,772	△ 287	—
資本的収入	14,283	13,972	311	2.2
うち企業債	11,797	11,955	△ 158	△ 1.3
資本的支出	40,047	40,629	△ 582	△ 1.4
うち建設改良費等	27,150	27,020	130	0.5
うち企業債償還金	12,862	13,574	△ 712	△ 5.2
差 引	△ 25,764	△ 26,657	893	—
当 年 度 資 金 収 支	△ 1,177	△ 2,171	994	—
累 積 資 金 残 額	17,134	注(1) 18,311	△ 1,177	—
企 業 債 残 高	159,689	注(2) 160,754	△ 1,065	—

注(1)(2) 平成29年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、平成28年度決算を反映した後の額



平成30年度水道事業会計予算の施策体系

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

〔 中期経営計画（28～31年度）
における施策目標 〕

〔 主要事業 〕



主要事業

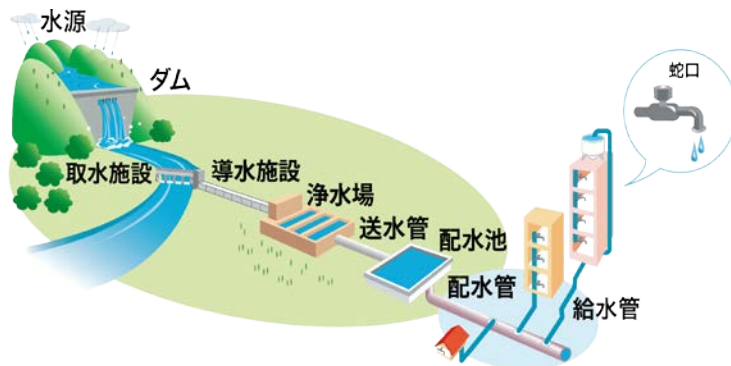
新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 安全で良質な水

() 内は前年度予算額

水源から 蛇口まで



(1) 道志水源林の保全 7,836万円 (8,116万円)

山梨県道志村に水道局が所有する水源林(2,873ヘクタール 村の総面積の約36%)について「道志水源林プラン(第十一期)(28~37年度)」に基づき、計画的に管理・保全を進め、
※水源かん養機能の向上を図ります。

※水源かん養機能

水源林が持つ「水を蓄える」「水を浄化する」「洪水を緩和する」という3つの機能

- 水源林手入れ作業委託
(30年度整備面積 80ha)
- 水源林作業路のり面保護工事

(2) 水源水質保全 対策等の促進 4億7,011万円 (3億9,400万円)

水源水質保全のため、神奈川県等関係利水者と共同で、相模湖及び津久井湖に設置した※エアレーション装置により水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。

また、相模湖に流入する土砂を取り除くことにより、貯水容量の確保を図ります。

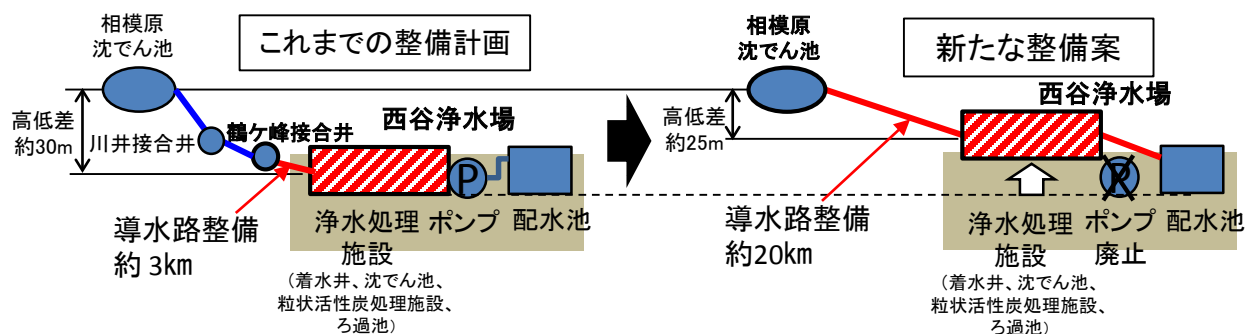
※エアレーション装置

水中に空気を送り込み、湖の水を循環させる装置

(3) 西谷浄水場の再整備 1,142万円 (1億1,083万円)

西谷浄水場は、ろ過池の耐震化や水源である相模湖の藻類による臭気への対応を強化するとともに、相模湖系水利権水量の全量処理を可能とするため、再整備に取り組んでいます。

再整備を進める過程で、浄水処理施設全体をかさ上げすることにより場内の配水池に水を送るためのポンプ設備を廃止でき、これによって現行計画より安定給水やエネルギー効率に優れた浄水処理システムを構築できる可能性が生じたため、新たな整備案について検討し、30年秋に方針決定します。



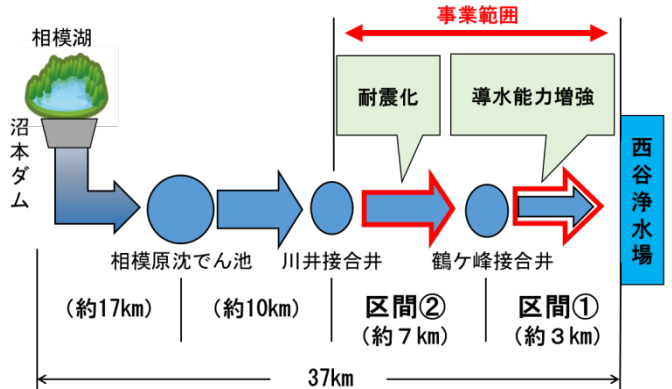
再整備によって増強される西谷浄水場の能力を早期に最大限発揮できるよう、*相模湖系導水路の一部に新たな導水路を布設し、導水能力や耐震性の向上を図ります。

●相模湖系導水路（川井接合井から西谷浄水場）改良 基本設計・地質調査業務委託

*相模湖系導水路
相模湖（沼本ダム）から西谷浄水場へ原水を送る37kmの導水路、昭和27年完成（布設65年経過）

[事業概要]

- ・事業目的 導水能力増強（区間①）
耐震化（区間②）
- ・事業期間 29～44年度（最長）
- ・布設延長 約9km（現在延長10km）
- ・布設口径 2,400mm
- ・総事業費 約300億円（見込み）



(5) 水道水の品質管理の徹底

4,382万円
(3,315万円)

品質管理の徹底を図るため、国際規格であるISO9001の認証を取得するとともに、水質検査技術の確立や検査機器の適切な整備等により、*水道GLPを取得しています。また、国が定める「水質基準値」よりも2～10倍厳しい「水質管理値」を独自に設定することにより、高い水準で安全で良質な水を製造しています。

今後、お客さまが水道水質に求めるニーズを詳しく調査することで、今まで以上に適切な品質管理に努めていきます。



水質検査の様子

*水道 GLP (Good Laboratory Practiceの略)
公益社団法人日本水道協会が定めた水質検査結果の精度と信頼性の保証を確保するための認定基準

(6) 子どもたちが水道水を飲む文化を育む事業

6,800万円
(6,800万円)

子どもたちが冷たくて良質な水を飲むことができるよう、教育委員会が改修を予定している学校に対し、屋内水飲み場の直結給水化費用を助成します。



蛇口から水を飲む子どもたち

30年度 助成対象校 17校
30年度末 改修累計 299校
(平成29年4月1日現在
市立小・中学校等 497校)

コラム

直結給水の促進及び受水槽施設に対する取組

受水槽を経由せず配水管から直接給水する方式に切り替えることで、より安全で良質な水をご利用いただけます。

受水槽を利用しているお客さまに直結給水への切り替えを呼びかけるとともに、安全で衛生的な水道水を利用できるように、受水槽の維持管理について指導・助言を行います。

直結給水への切り替え（イメージ）



2 災害に強い水道

【1】横浜市管工事協同組合との連携強化

3,250万円
(1,085万円)

熊本地震の支援活動での課題を踏まえ、発災時にあらかじめ取り決められた災害時給水所等へ工事事業者が参集し、応急給水に協力していただけるよう、横浜市管工事協同組合との協定を見直しました。

この取組の実効性を高めるため、災害時給水所等の防災訓練に参加していただくとともに、応急給水資機材の保守点検委託を拡大し、災害時における応急給水体制を強化します。

- 災害時給水所（災害用地下給水タンク、緊急給水栓）等の保守点検 552か所（29年度：175か所）



横浜市管工事協同組合との
応急給水訓練

【2】応急給水体制の充実

2,321万円
(2,377万円)

災害時に、地域の皆さまが主体的に応急給水ができるよう、災害用地下給水タンクや給水車等を利用した給水訓練を継続するとともに、飲料水の運搬体験を通じて水の重さや運ぶことの大変さを感じていただくことで飲料水備蓄の重要性等をお知らせしています。

また、共助の取組を推進するため、災害協定を締結している横浜市管工事協同組合や「※横浜水道 安全・安心 パートナー」の登録事業者にも防災訓練に参加していただくなど、様々な団体との連携強化を進めます。

※横浜水道 安全・安心 パートナー

地震災害等に不足する燃料の供給や修繕材料の供給に関して事業者へ協力いただく登録制度

コラム

飲料水備蓄の促進 （横浜水缶の販売）

家庭や企業等において安全・確実に災害時の飲料水を確保していただくために、1人最低3日分9リットル以上の飲料水の備蓄をお願いしています。

水道局でも備蓄飲料水として「横浜水缶」を販売しています。



- 保存期間 製造から7年間
- 容量 1箱12ℓ(500ml×24本)
- 販売単価 1,800円/箱
- 配送先 横浜市内限定

【3】民間事業者と連携した新たな災害時燃料確保

720万円

災害時等において、浄水場の自家発電設備に使用する燃料を確保できるよう、民間の燃料供給事業者と備蓄協定を30年3月に締結しました。

協定の相手方に備蓄費用を支払うことで、3日分の燃料を確実に確保します。

なお、業務用車両への給油については、「横浜水道 安全・安心 パートナー（燃料供給）」制度による協力体制を継続していきます。

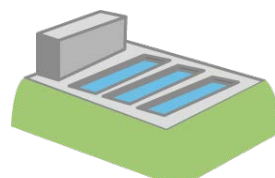
平時は民間事業者の油槽所で備蓄



災害発生！
停電！



浄水場等へ燃料を輸送！



事業者による燃料油備蓄量

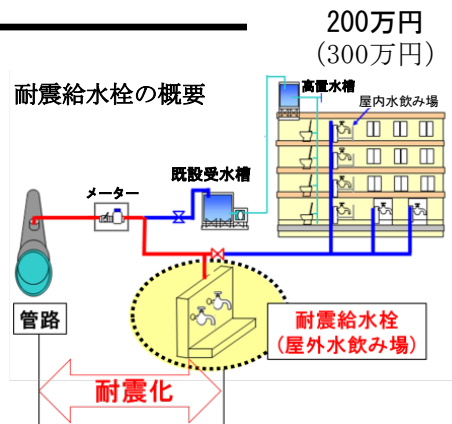
施設名	油種	※備蓄量
西谷浄水場	軽油	11,000ℓ
川井浄水場	白灯油	19,000ℓ
小雀浄水場	白灯油	81,000ℓ

※備蓄量=3日分の必要量-浄水場での備蓄量

【4】耐震給水栓の整備

災害時に飲料水を確保する災害用地下給水タンクや学校受水槽などの施設が設置されていない46か所の地域防災拠点において応急給水が可能となるよう、配水管から屋外水飲み場までを耐震化する「耐震給水栓」の整備を総務局や教育委員会と共同で進めます。

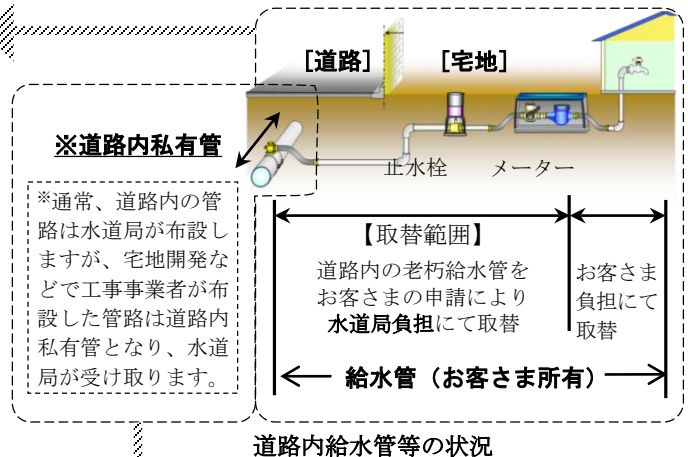
- 耐震給水栓設置数 5か所
(30～35年度で全46か所設置予定)



【5】道路内給水管の更新・耐震化

2億円
(2億円)

道路内の給水管はお客さまの所有ですが、老朽化により漏水事故の原因となっているほか、震災発生時には水道施設復旧の遅れなどの被害が想定されるため、お客さまからの申請に基づき、水道局の費用で耐震性に優れた給水管（ステンレス管）への改良を進めます。



【6】道路内私有管の受贈条件の見直し

147万円

宅地開発などで開発事業者が道路内に布設した管路（私有管）は、大半が水道局に譲渡され、水道局がその後の維持管理を行うこととなります。毎年約20km譲渡されますが、そのうち約17kmは非耐震管（耐用年数40年）が使われているため、耐震化率が上がらない要因のひとつとなっており、40年後の更新時には約22億円の費用が必要となります。

32年度から受贈条件を耐震管（耐用年数80年）のみに変更することで、災害時における水道水の安定供給や将来の更新費用の削減を図ります。

- 32年度実施に向け工事事業者に対する研修及び周知

道路内私有管の受贈条件

変更前	3種類	非耐震管	硬質塩化ビニル（PVC）鋼管 硬質ポリ塩化ビニル管
		耐震管	ダクタイル鋳鉄管
変更後	1種類	耐震管	ダクタイル鋳鉄管

【7】基幹施設の更新・耐震化

<一部再掲>

42億4,321万円
(57億7,518万円)

基幹施設には、取水施設、導水施設、浄水場、配水池などがあり、これらの施設の多くは高度経済成長期に建設され、老朽化が進んでいます。

災害時においても安定した水の供給を可能とするため、基幹施設を更新・耐震化します。

また、ポンプなどの電機設備や流量などを測定・制御する計装設備についても、計画的に更新することで、故障による断水等の事故を防止します。



配水池耐震補強工事

- 小雀浄水場配水池耐震補強工事 等施設の更新・耐震化 (11億6,286万円)
- 今井配水池ほか計装設備改良工事 等設備の更新 (30億8,035万円)

(8) 管路の更新・耐震化 222億7,800万円 (214億円)

総延長約9,200kmの送・配水管のうち、昭和40年代に布設し、更新時期を迎えている約2,400kmを中心に、老朽化した配水管を計画的に耐震管に更新するとともに、新たな管網を整備します。特に、災害時に重要となる拠点施設につながる管路や、*腐食性土壌に埋設された管路については、優先的に更新します。

更新・新設にあたっては、耐震管を採用するとともに、水を流れやすくする内面塗装材への見直し等により、管口径のダウンサイジングに取り組みます。

また、更新工事で撤去した管の劣化状況等を調査し、更新時期の前倒し・先送りなど効率的・効果的な更新計画に反映します。

なお、平成28年1月に港北区樽町二丁目で発生したバルブ破損事故の原因調査報告を踏まえ、再発防止に向けた対応策に取り組みます。

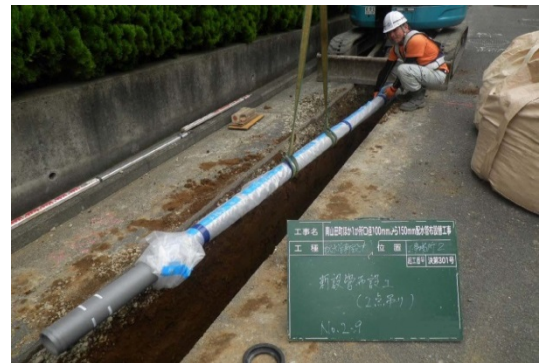
- 30年度 老朽管更新延長 110 km
- ・腐食性土壌対策 8.0 km
 - ・重要拠点施設 10 か所 3.3 km
- 管網整備延長 4.4 km

*腐食性土壌
100万年前に海だった地層で、腐食性の強い粘土質の土壌

<水道施設の耐震化率>

	29年度末 見込み	30年度末 予定
浄水施設	43%	43%
配水池等	92%	96%
*基幹管路 (耐震適合率)	68%	68%
送・配水管	25%	27%

*基幹管路(耐震適合率)
導水管、送水管及び口径400mm以上の配水管のうち、耐震管及び、布設された地盤の性状により耐震性があると評価できる管・継手の割合(総延長:1,053km)



耐震管への更新工事

コラム 「管路研修施設」等の活用による災害対応力の強化

水道局職員をはじめ、他の事業者の職員・民間事業者の配管や漏水調査技能を維持・向上させるため、29年度中村ウォータープラザに「管路研修施設」を整備しました。

これに加え、災害用地下給水タンクの取扱いを学ぶことができる模擬施設や給水車に飲料水を補給する給水ステーション、備蓄材倉庫を合わせて整備することで、災害対応力の強化を図っています。



管路研修施設 配水管修理デモ

拡 (9) 災害時における通信機能の強化

2,140万円

災害時の通信手段として整備を進めている事業所間の局内無線システムに加え、水道事務所と現場の間や現場同士で災害時にも確実に連絡ができるよう無線設備の配備を強化します。

- 400MHz帯簡易無線設置工事ほか (5水道事務所、2配水管理課)



3 環境にやさしい水道

(1) 環境に配慮した施設整備

＜一部再掲＞
14億1,726万円
(11億7,558万円)

エネルギー効率のよい水道システム構築のため、川井浄水場に続き、もう一つの自然流下系である西谷浄水場の再整備や相模湖系導水路の改良を進めます。

また、配水ポンプ設備をエネルギー効率の良い※VVVF制御方式の機器へ順次切り替え、CO2排出量の削減を推進します。

※VVVF制御方式

(Variable Voltage Variable Frequency)
電圧と周波数を同時に変化させ、電動機の回転数を制御する方式

- 仏向配水池ポンプ設備更新工事
- 保木ポンプ場ポンプ設備更新工事 等

(2) 水源エコプロジェクトW-eco・p (ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して水道局が所有する道志水源林の保全を行う取組です。

企業・団体の皆さまの寄附金を道志水源林の整備に活用するとともに、協働して水源保全の大切さをPRします。

- 30年度整備面積 18.72ha
(21～30年度累計 173.99ha)

水源エコプロジェクト
W-eco・p
ウィコップ

(3) 市民ボランティアによる水源林の整備

957万円
(955万円)

水道局と「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」等が共に協力しながら水源地道志村の民有林(約4,600ヘクタール)のうち約4ヘクタールを整備します。

この活動には、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうしThe Water」の売上金の一部などからなる「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



ボランティアによる間伐作業

(4) 「はまっ子どうし The Water」による水源保全

9,685万円
(8,881万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売や公民連携によるイベント等様々な取組を通じ、水源保全のPRを推進します。

これにより、水源と良質な水との関係など、水道事業への理解促進を図ります。

売上金の一部は、道志水源林の整備やアフリカ諸国への支援に活用します。



横浜市オフィシャルウォーター
はまっ子どうしThe Water

コラム

資源の有効活用

＜道志水源林木材の活用＞

道志水源林の新たな維持管理方法として、林道に面した人工林を山に生えている状態で売却し、落札者が伐採、搬出等を行う「林産物の売却契約」の試行を継続し、木材の有効活用と伐採費用の削減を図ります。



また、新市庁舎1階「市民協働・共創スペース」の壁など内装材の一部に道志水源林の木材を使用するため、関係局と調整を進めています。

＜再生可能エネルギーの活用＞

浄水場や配水池等では、水力や太陽光等の自然エネルギーを積極的に活用しています。

再生可能エネルギー整備状況 (29年度末)

	年間予想発電量	※一般家庭換算
小水力発電	4,025千kWh	1,349軒
太陽光発電	1,650千kWh	552軒

※一般家庭換算係数は、東京電力(株)27年度公表数値を使用

4 充実した情報とサービス

(1) 暮らしに身近な水道を 実感できる取組 2,500万円 (3,891万円)

水道への理解を深めていただくため、小学4年生への出前水道教室や浄水場見学、高齢者団体をはじめとした地域団体への出前水道講座を実施します。

また、菊名ウォータープラザまつりなどのイベントや区民まつりへの参加等により、水道事業を積極的にPRします。



菊名ウォータープラザ
まつりの様子

(2) 横浜水道の歴史を 伝える取組 <一部再掲> 516万円 (3,002万円)

日本初の近代水道として明治20（1887）年に誕生した横浜水道の歴史をお客さまと共有すべき重要な財産と捉え、水道事業に関心を持っていただけるよう歴史を伝える取組を進めます。

- 横浜水道130年史の編集（31年度末頃完成予定）
- 小学4年生向けパンフレットに横浜の水道の歴史について掲載



山手で行われた配水管工事の様子（明治30年頃）

拡 (3) ICTの活用などによるサービスの向上 4億4,600万円 (4,500万円)

最新の※ICTの活用により、検針から料金徴収に至るまでを一元管理している「料金事務オンラインシステム」や配水管路の布設状況を管理するための「マッピングシステム」を更新し、業務効率の向上や緊急時対応の強化を図ります。

※ICT 情報通信に関する技術の総称

- 主な追加機能
 - ・料金事務オンラインシステム：給水装置工事事務と料金事務業務の連携機能／水道メーター管理機能
 - ・マッピングシステム：汎用地図情報の活用／アセットマネジメント機能やダウンサイジング検討機能
- 開発期間 30～31年度（32年度完成予定）

新 (4) スマートメーター （自動検針システム）の モデル地区での導入 900万円

自動検針システム（自動検針によるデータ転送）の実用化を目指し、※スマートメーターをモデル地区に設置します。

- 設置場所：「持続可能な住宅地モデルプロジェクト」（緑区十日市場町周辺地域）
- 内 容：139基設置（31年度までに500戸程度に設置、32年度運用開始）

※スマートメーター

水量を目視で検針する従来型の水道メーターとは異なり、検針データを無線で送信できるなどの多機能型の水道メーター



新 (5) 水道料金の仕組みや 経営状況を伝える広報 160万円

水道事業に関心を持っていただけるよう、市内専門学校と連携し、お客さまの視点を踏まえた広報冊子を作成しました。

この冊子を活用して、分かりやすく水道料金の仕組みや経営状況を市民の皆様等にお伝えしていきます。



市内専門学校生が作成した
「私たちの水道の未来」表紙

5 国内外における社会貢献

(1) 障害者施設等 への発注促進

1,121万円
(1,134万円)

障害者の就労支援や福祉の増進を図るため、各種作業を障害者就労施設等に積極的に発注し、障害のある方の自立を支えます。

- 使用済み水道メーターの分解作業
- 印刷物等の封入作業
- 敷地内除草作業 等

拡 (2) 市内中小企業振興と技術力向上支援

28年度における水道局の発注工事では、約9割(230億円)を市内中小企業者が受注しており、これは市全体の約2割を占めています。水道事業を共に支えるパートナーとして、引き続き次世代の担い手育成や技術力向上に向けた研修等を実施するとともに、市内企業の受注機会の増大や経営基盤の強化に取り組みます。

また、債務負担行為の更なる活用によって、工事の発注時期や施工時期の平準化に努めます。

- 平準化のための債務負担行為設定額
16億円(29年度：8億円)

拡 (3) 国際貢献の推進

2,943万円
(1,681万円)

長年培った技術とJICA等とのネットワークを生かして、浄水処理・漏水対策・事業運営などの分野において海外研修員の受入や職員の派遣を実施し、主にアジア・アフリカ地域の水事情の課題解決や技術支援に取り組めます。

- インドネシア国メダ
ン市への技術協力
(「JICA草の根技術協
力事業」への提案)
- ベトナム5機関との
覚書に基づく技術協
力



マラウイ国での
技術指導の様子

(4) 横浜水ビジネス協議会 の海外展開支援

1,020万円
(1,350万円)

ベトナム国フエ省などへの国際貢献を通じて築いてきた信頼関係や、JICA草の根技術協力事業で得た実績を生かし、国際会議でのPRや海外研修員受入時のビジネスマッチング機会の提供などにより、横浜水ビジネス協議会会員企業の海外ビジネス展開を支援します。

- フエ省水道公社と連携した会員企業のベトナム国でのビジネス展開支援
- IWA世界会議及びシンガポール国際水週間2018・水エキスポへの出展
ほか



ベトナム国フエ省での
ビジネスセミナー

(5) 横浜ウォーター株式会社との連携推進

2億7,523万円
(1億3,851万円)

横浜ウォーター株式会社は、国内外の水道事業の課題解決に向けて、水道事業体や民間企業への技術支援、研修事業等に取り組めます。

水道局は、これまで培ってきた技術力・ノウハウや40年を超える国際協力の経験を生かして、横浜ウォーター株式会社の事業展開を支援します。

- 国内外の水道事業の課題解決支援
 - ・海外の水道事業に関するコンサルティング業務、
*無収水対策や人材育成などの事業運営能力強化
 - ・国内水道事業体の経営計画や施設整備計画の策定支援
 - ・国内外の水道事業体等を対象とした研修事業
 - ・水道事業におけるエネルギー供給事業
- 横浜ウォーター株式会社への業務委託
 - ・給水装置工事審査等業務

*無収水
漏水などにより料金徴収対象外となる水

6 持続可能な経営基盤

【新】(1) 附属機関（審議会）設置による料金体系の在り方検討

500万円
(40万円)

水需要構造の変化や人口の減少等、料金収入の長期的な減収が見込まれる中、持続可能な経営基盤の強化を図るため、28年度から料金体系の在り方の検討を進めています。局内検討を踏まえ、新たに外部有識者による附属機関を設置し、31年度の取りまとめに向け審議を進めます。

H28	H29	H30	H31
<ul style="list-style-type: none"> ・アセットマネジメントによる更新事業費の縮減・平準化 ・より有利な財源調達方法の検討 ・将来を見据えた業務改革の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・水需要予測 ・水利用実態調査 	審議会（8回開催予定） <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金水準・料金体系の在り方 ・水道利用加入金の在り方 	審議会答申を踏まえ31年度取りまとめ

【新】(2) A I 活用に向けた調査

2,000万円

お客さまサービスの向上や業務の効率化、将来の人口減少社会における労働力（担い手）確保を目的に、近年、急速に発展するA I（人工知能）技術の水道事業での活用について、実現性や手法等を調査します。

(3) 人材育成による組織力の向上

2,441万円
(2,301万円)

水道局を支えてきたベテラン職員の多くが退職する中、培ってきた技術・ノウハウを着実に次世代へ継承するとともに、経験の浅い職員の早期育成を進める必要があるため、職場O J Tを基本に、※1マスターエンジニア、※2テクニカルエキスパート及び※3料金実務スペシャリストアドバイザーの局独自制度などを活用して人材育成を図ります。

また、29年度から水道技術職の採用を始めるなど、長期的な視点で組織力の向上に取り組んでいきます。

制度名称	概要	認定者数<30年4月末現在>
※1 マスターエンジニア制度	専門分野ごとに高度な技術と指導力を有する職員を認定し、個別指導により技術継承を行う	在職95名（累計123名）
※2 テクニカルエキスパート制度	高度な現場技能を有する職員を認定し、配管・漏水修理などに関する研修により技術継承を行う	在職12名（累計23名）
※3 料金実務スペシャリストアドバイザー制度	優れた料金実務のスキルを有する職員を認定し、日常での料金実務や職場内研修などにより料金実務継承を行う	在職10名（累計13名）

(4) 業務改善の推進、経費削減と財源確保

＜業務改善の推進＞

職員が日常的に改善活動に取り組み、各職場での適切な事務処理と業務改善の取組を推進します。

また、改善事例の局内外への発表や表彰等を通じて、組織の活性化を図ります。

＜経費削減＞

経費削減 △6億6千万円		
主な内訳	内面塗装見直し等による管口径のダウンサイジング	△4億2千万円
	職員数の削減（△24人）	△1億1千万円

＜財源確保＞

財源確保 4億1千万円		
主な内訳	未利用地の売却・土地長期貸付等	3億6千万円
	再生可能エネルギー売電	3千万円

コラム

水道利用加入金の減額

戸建住宅（家事用メーター呼び径25以下）と共同住宅の給水装置の新設時にお支払いいただく水道利用加入金を、※現市民適用制度を受けた場合と同額の81,000円に減額しました。

- 施行期日 30年4月1日
- 改正金額

対象	改正前	改正後
家事用（呼び径25以下）	162,000円	81,000円
現市民適用制度適用時	81,000円	

※現市民適用制度
水道メーターの呼び径25以下で、家事用の給水装置工事の申込者が市内在住3年以上の市民（法人を除く）である場合、加入金を162,000円から81,000円にする制度

予算概況

工業用水道事業の経営環境は、ユーザー企業の生産施設の移転等による契約給水量の減量によって、長期間にわたり料金収入の微減傾向が続いています。一方で、工業用水道施設は、供給開始から50年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、更新・耐震化を着実に進めていく必要があります。30年度は、中期経営計画（平成28年度～31年度）に掲げた目標を達成するため、経費削減に努め、持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づいた施設の耐震化を推進します。

(1) 工業用水道料金収入

長期的な微減傾向は続くものの、30年度は、新規ユーザーの獲得や超過使用水量の増加傾向などにより、29年度に比べ3,800万円増(1.3%)の、28億4,800万円を計上しています。

(2) 施設の老朽化対策や耐震化のための事業費の確保

工業用水道は、漏水事故が発生すると、市域に管網が張り巡らされた上水道のように他の系統からの融通ができないため、断水が発生し、産業や市民生活に影響を及ぼす恐れがあります。一方で、創設時の昭和30年代から40年代初期に集中して整備した施設の老朽化が進んでおり、更新や耐震化が大きな課題となっています。

このため、アセットマネジメントの考え方に基づく、施設の適正な維持保全や老朽管の計画的な更新を推進します。30年度は、16億4,100万円の※施設等整備費を確保しています。

※施設等整備費：修繕費等(収益的支出)と建設改良費(資本的支出)の合計

(3) 経費の削減と財源の確保

経費削減に取り組むとともに、工業用以外の用途も含めた新規ユーザーの開拓や、用地の貸付など資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。

また、建設改良費の財源として国庫補助金の確保に努めます。

(4) 純損益、累積資金残額と企業債残高

当年度純損益は、料金収入の増や施設の維持管理を委託している水道事業に対する負担金の減等により、29年度に比べ1億円増の5億3,400万円の純利益を計上しています。

累積資金残額は、資本的収支の資金不足に伴い29年度に比べ3億6千万円減の32億7,200万円を見込んでいます。

また、企業債残高は、29年度に比べ1億7,900万円減の28億9,900万円となる見込みです。

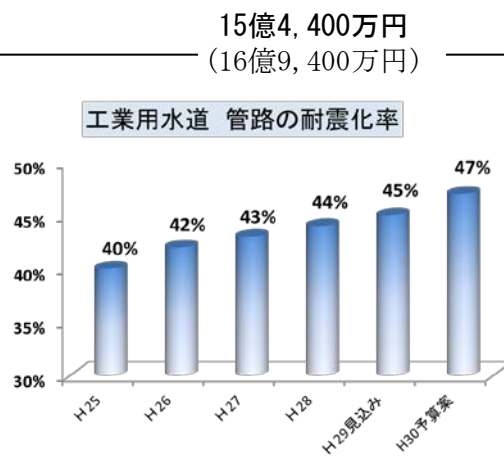
主要事業

1 施設の更新・耐震化

昭和40年前後に布設した漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、計画的に耐震化を図るとともに、老朽化した電気機械設備などの更新を進め給水の安定を確保します。

30年度は、管路総延長約90kmのうち1.2kmを更新することにより、耐震化率は47%に向上します。

また、鶴見区などの京浜工業地帯の工場に工業用水を供給する重要な管路である「東寺尾送水幹線」を更新するため、設計を進めます。



2 公民連携によるユーザー企業との事業PRイベント【新規】

100万円

工業用水道事業は、ユーザー企業からの資金協力などにより施設を整備し、事業運営を行ってきたことから、今後も様々な機会を通してユーザー企業と連携を深めていくことが必要です。

その一環として、30年度は市民を対象に工業用水道施設とユーザー企業の工場をセットで見学できるイベントを連携して実施します。



(工業用水道小雀沈でん池)

【業務の予定量】

区 分	平成30年度	平成29年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	67か所	66か所	1か所	1.5
1日当たり契約給水量	259,200m ³	259,000m ³	200m ³	0.1
職員数	28人	28人	0人	0.0

※「職員数」は、再任用職員を含む常勤職員の見込み人数

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成30年度当初予算	平成29年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	3,070	3,046	24	0.8
うち工業用水道料金	2,848	2,810	38	1.3
収益的支出	2,438	2,499	△ 61	△ 2.4
うち人件費	239	251	△ 12	△ 4.7
うち物件費等	1,256	1,287	△ 31	△ 2.4
うち支払利息等	55	61	△ 6	△ 10.1
差 引	632	547	85	—
当年度純損益	534	434	100	—
資本的収入	184	193	△ 9	△ 4.3
うち企業債	83	149	△ 66	△ 44.3
資本的支出	1,836	1,966	△ 130	△ 6.6
うち建設改良費	1,569	1,694	△ 125	△ 7.4
うち企業債償還金	262	267	△ 5	△ 2.0
差 引	△ 1,652	△ 1,773	121	—
当年度資金収支	△ 356	△ 545	189	—
累積資金残額	3,272	注(1) 3,628	△ 356	—
企業債残高	2,899	注(2) 3,078	△ 179	—

注(1)(2) 平成29年度予算の累積資金残額及び企業債残高は、平成28年度決算を反映した後の額

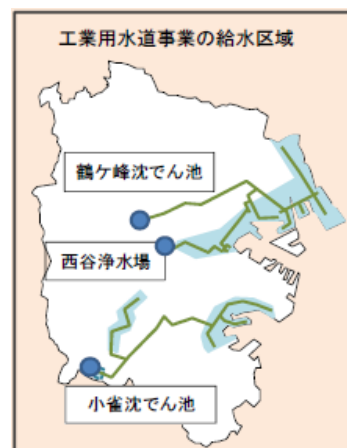
コラム

横浜の産業と市民生活を支える工業用水道

工業用水は、家庭で使われる水道水に比べ、ろ過や塩素消毒を行わない簡易な浄水処理のため、料金が安価であり、多くの水を使用する製造業やエネルギー産業などの工場では必要不可欠です。

また、工業用水道の給水区域は限られ、浄水場等から給水区域まで一本の送配水管路での供給となっているため、漏水などの事故が発生するとユーザー企業の断水などにより、市民生活に影響を及ぼす恐れがあります。

これらのことから、ユーザー企業と連携を深めながら、計画的に施設を更新・耐震化し、横浜の産業振興や市民生活を支えます。



資料1

平成30年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税込)
(単位：千円、%)

区 分		平成30年度当初予算		平成29年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
収 入	水道料金	68,930,167	80.9	68,181,196	79.6	748,971	1.1	
	水道利用加入金	1,932,741	2.2	2,950,830	3.5	△1,018,089	△34.5	
	他会計繰入金	5,327,657	6.2	5,209,556	6.1	118,101	2.3	
	浄水受託収益	1,698,805	2.0	1,698,805	2.0	0	0.0	
	その他の	2,121,093	2.5	2,251,875	2.6	△130,782	△5.8	
	長期前受金戻入	5,245,801	6.2	5,315,897	6.2	△70,096	△1.3	
	計	85,256,264	100.0	85,608,159	100.0	△351,895	△0.4	
支 出	人件費	11,410,194	14.8	11,740,925	15.2	△330,731	△2.8	
	(うち退職給付費)	541,484	0.7	785,280	1.0	△243,796	△31.0	
	物件費等	24,390,485	31.5	24,054,155	31.1	336,330	1.4	
	動力費	2,381,935	3.0	2,484,915	3.2	△102,980	△4.1	
	薬品費	675,563	0.8	644,733	0.8	30,830	4.8	
	修繕費等	9,870,533	12.8	9,589,162	12.4	281,371	2.9	
	委託料	6,313,592	8.2	5,954,906	7.7	358,686	6.0	
	その他の	5,148,862	6.7	5,380,439	7.0	△231,577	△4.3	
	企業団受水費	16,403,802	21.3	16,580,402	21.5	△176,600	△1.1	
	企業団補助金	8,000	0.1	18,000	0.1	△10,000	△55.6	
	減価償却費等	21,755,216	28.2	21,431,023	27.8	324,193	1.5	
	支払利息等	2,970,363	3.9	3,197,336	4.1	△226,973	△7.1	
	特別損失	35,000	0.1	35,000	0.1	0	0.0	
	予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0	
計	77,023,060	100.0	77,106,841	100.0	△83,781	△0.1		
収益的収支差引		8,233,204	—	8,501,318	—	△268,114	—	
消費税等調整額		1,748,589	—	1,728,905	—	19,684	—	
純損益		6,484,615	—	6,772,413	—	△287,798	—	
資 本 的 収 入	企業債	11,797,000	82.6	11,955,000	85.6	△158,000	△1.3	
	一般会計出資金	557,000	3.9	294,000	2.1	263,000	89.5	
	工事負担金等	1,721,422	12.1	1,372,884	9.8	348,538	25.4	
	国庫補助金	190,997	1.3	332,786	2.4	△141,789	△42.6	
	その他の	16,716	0.1	17,188	0.1	△472	△2.7	
	計	14,283,135	100.0	13,971,858	100.0	311,277	2.2	
	資 本 的 収 支 出	建設改良費	26,959,170	67.3	26,726,244	65.8	232,926	0.9
		基幹施設整備事業費	6,585,000	16.4	8,030,000	19.8	△1,445,000	△18.0
配水管整備事業費		18,143,000	45.3	17,300,000	42.6	843,000	4.9	
その他建設改良費		2,231,170	5.6	1,396,244	3.4	834,926	59.8	
企業債償還金		12,861,979	32.1	13,573,745	33.4	△711,766	△5.2	
投資		195,206	0.5	298,138	0.7	△102,932	△34.5	
予備費等		31,000	0.1	31,000	0.1	0	0.0	
計	40,047,355	100.0	40,629,127	100.0	△581,772	△1.4		
資本的収支差引		△25,764,220	—	△26,657,269	—	893,049	—	
純損益		6,484,615	—	6,772,413	—	△287,798	—	
消費税等調整額		1,748,589	—	1,728,905	—	19,684	—	
当年度分損益勘定留保資金		注(1) 17,050,899	—	注(2) 16,900,406	—	150,493	—	
資本的収支差引		△25,764,220	—	△26,657,269	—	893,049	—	
退職手当支給額		△696,997	—	△915,547	—	218,550	—	
計(当年度資金収支)		△1,177,114	—	△2,171,092	—	993,978	—	
前年度末資金残額		18,310,676	—	注(3) 20,481,768	—	△2,171,092	—	
累積資金残額		17,133,562	—	18,310,676	—	△1,177,114	—	

注(1) 平成30年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,245,801千円、退職給付費541,484千円を含む

注(2) 平成29年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△5,315,897千円、退職給付費785,280千円を含む

注(3) 平成29年度予算の前年度末資金残額は、平成28年度決算の資金残額

企業債残高	159,688,790	—	注(4) 160,753,769	—	△1,064,979	—
-------	-------------	---	------------------	---	------------	---

注(4) 平成28年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料 2

平成30年度工業用水道事業会計予算概要表(対前年度比較)

(税 込)

(単位：千円，%)

区 分		平成30年度当初予算		平成29年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率	
収 入	工 業 用 水 道 料 金	2,847,723	92.8	2,809,904	92.3	37,819	1.3	
	長 期 前 受 金 戻 入	208,409	6.8	212,944	7.0	△ 4,535	△ 2.1	
	そ の 他	13,664	0.4	22,683	0.7	△ 9,019	△ 39.8	
	計	3,069,796	100.0	3,045,531	100.0	24,265	0.8	
	支 出	人 件 費	239,163	9.8	250,884	10.0	△ 11,721	△ 4.7
		(うち退職給付費)	14,364	0.6	29,173	1.2	△ 14,809	△ 50.8
		物 件 費 等	1,256,325	51.6	1,286,560	51.6	△ 30,235	△ 2.4
		負 担 金	1,009,075	41.4	1,050,655	42.0	△ 41,580	△ 4.0
		修 繕 費 等	71,850	2.9	94,350	3.8	△ 22,500	△ 23.8
		そ の 他	175,400	7.3	141,555	5.8	33,845	23.9
		減 価 償 却 費 等	871,064	35.7	883,227	35.3	△ 12,163	△ 1.4
		支 払 利 息 等	54,760	2.2	60,936	2.4	△ 6,176	△ 10.1
特 別 損 失		10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
予 備 費		7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
計		2,438,312	100.0	2,498,607	100.0	△ 60,295	△ 2.4	
収 益 的 収 支 差 引		631,484	—	546,924	—	84,560	—	
消 費 税 等 調 整 額	97,515	—	112,518	—	△ 15,003	—		
純 損 益	533,969	—	434,406	—	99,563	—		
資 本 的 収 入	企 業 債	83,000	45.0	149,000	77.4	△ 66,000	△ 44.3	
	国 庫 補 助 金	20,200	11.0	43,500	22.6	△ 23,300	△ 53.6	
	工 事 負 担 金	81,000	44.0	0	0.0	81,000	皆増	
	そ の 他	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	計	184,200	100.0	192,500	100.0	△ 8,300	△ 4.3	
	支 出	建 設 改 良 費	1,569,164	85.5	1,694,031	86.1	△ 124,867	△ 7.4
		工業用水道施設整備事業費	1,301,306	70.8	1,385,030	70.5	△ 83,724	△ 6.0
		そ の 他 建 設 改 良 費	267,858	14.7	309,001	15.6	△ 41,143	△ 13.3
		企 業 債 償 還 金	261,542	14.2	266,745	13.6	△ 5,203	△ 2.0
		予 備 費 等	5,000	0.3	5,000	0.3	0	0.0
		計	1,835,706	100.0	1,965,776	100.0	△ 130,070	△ 6.6
	資 本 的 収 支 差 引	△ 1,651,506	—	△ 1,773,276	—	121,770	—	
資 金 収 支	純 損 益	533,969	—	434,406	—	99,563	—	
	消 費 税 等 調 整 額	97,515	—	112,518	—	△ 15,003	—	
	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	注(1) 677,019	—	注(2) 699,456	—	△ 22,437	—	
	資 本 的 収 支 差 引	△ 1,651,506	—	△ 1,773,276	—	121,770	—	
	退 職 手 当 支 給 額	△ 13,445	—	△ 17,743	—	4,298	—	
	計(当年度資金収支)	△ 356,448	—	△ 544,639	—	188,191	—	
前 年 度 末 資 金 残 額	3,628,376	—	注(3) 4,173,015	—	△ 544,639	—		
累 積 資 金 残 額	3,271,928	—	3,628,376	—	△ 356,448	—		

注(1) 平成30年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△208,409千円、退職給付費14,364千円を含む

注(2) 平成29年度予算の当年度分損益勘定留保資金は、長期前受金戻入額△212,944千円、退職給付費29,173千円を含む

注(3) 平成29年度当初予算の前年度末資金残額は、平成28年度決算の累積資金残額

企 業 債 残 高	2,899,365	—	注(4) 3,077,907	—	△ 178,542	△ 5.8
-----------	-----------	---	----------------	---	-----------	-------

注(4) 平成28年度決算を反映した後の企業債残高見込額

資料 3

■財政見通し（平成28年度～31年度）＜水道事業会計＞

本財政見通しは、中期経営計画（平成28年度～31年度）の財政収支計画に27～28年度決算、29～30年度予算を反映し試算したものです。
その結果、31年度末の累積資金残額は125億円になる見込みです。

[単位:億円]

区 分		27年度 (決算)	28年度 (決算)	29年度 (当初予算)	30年度 (当初予算)	31年度 (計画)
収益的 収支	収益的収入	880	872	856	853	827
	水道料金	702	697	682	689	656
	その他	178	175	174	164	172
	収益的支出	753	740	771	770	763
	維持管理費	507	495	525	522	520
	うち人件費	112	116	117	114	117
	減価償却費等	211	212	214	218	214
	支払利息等	35	33	32	30	29
	当年度純損益(税抜)	111	117	68	65	46
資本的 収支	資本的収入	98	86	110	114	103
	企業債	79	67	89	89	92
	その他	18	19	20	25	11
	資本的支出	382	361	376	371	375
	建設改良費	261	258	267	270	277
	企業債償還金	116	99	106	100	96
	その他	5	4	3	2	1
	資本的収支差引	△284	△275	△267	△258	△272
資金 収支	損益勘定留保資金	159	166	169	171	171
	その他	115	123	76	75	54
	資金収支	△10	15	△22	△12	△47
	累積資金残額 〈中期経営計画〉	190 〈162〉	205 〈150〉	183 〈121〉	171 〈78〉	125 〈32〉
	企業債残高	1,655 〈1,673〉	1,623 〈1,665〉	1,607 〈1,652〉	1,597 〈1,643〉	1,592 〈1,638〉

※各項目の数値を四捨五入しているため、合計の額が合わない場合があります。

※28年度の繰越工事は原年度に繰り戻しています。

※29年度予算の累積資金残額と企業債残高は、28年度決算を反映した後の額です。



横浜市水道局キャラクター
はまピョン

SINCE 1887